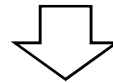


類型化の進め方

1. 耐震、材料構造

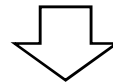
- ✓ 既認可設備と新規設備が混在し、評価対象機器が多い
- ✓ 大部分が、入力条件の変更で評価手法等は既認可と変更がないものというのが特徴
- ✓ 計算書のまとめ方の工夫の余地が大きく、計算書のまとめ方そのものが設計方針、評価方針の纏まりとなる



第1回申請の範囲で計算書のまとめ方を見据えた設計方針、評価方針の構築が必要

2. 外部衝撃等

- ✓ 第1回申請範囲において評価対象設備が抽出され（例：VI-1-1-1-2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定）、評価対象の物量も限定的
- ✓ 新規基準での新規要求事項であり、要求事項を踏まえた基本設計方針（本文）、設計方針、評価方針（添付書類）として記載すべき内容は整理されており、これを踏まえると、類型化の骨格は構築済



計算書のまとめ方に調整の余地があったとしても設計方針への影響はないことから、
第2回申請へ向けて計算書の構成や記載内容を整理する

類型化を取り入れる条文の抽出

①-1 設計方針からの体系的な整理
基本設計方針、添付書類における設計方針等の展開における評価プロセス等の観点での類型化の検討

② 設計実績からの網羅的な整理
設計図書をもとに実際の設計作業の確認
(同じ作業を繰り返しているもの探し、設計方針等に展開するための情報抽出等)

類型の考え方、類型方法、類型化の結果の整理

①-2 各条 0 0 別紙 4 の構成、内容に展開
or
別紙 4 相当資料を用いた構成、内容の概観

①-3 代表設備の選定

